

【規程 2】「地域公共政策士」資格教育プログラムに係る社会的認証手数料規程

第 1 条 この規定は、一般財団法人地域公共人材開発機構（以下、機構と
いう）が実施する社会的認証に関する手数料等（以下、社会的認証手数料）
について定める。

第 2 条 社会的認証手数料は、認証を受ける機関の種別と申請内容に応じ
て次のとおりとする。

- (1) 申請時に資格教育を運用していない機関の会員機関
1プログラムあたり 500,000 円（税別）
- (2) 申請時に資格教育を運用している機関の会員機関
1プログラムあたり 400,000 円（税別）
- (3) 科目認証及び軽微な変更申請科目追加分にかかる科目申請
1ポイントあたり 20,000 円（税別）

第 3 条 資格教育プログラムの社会的認証手数料は、実施機関からの申し
出により分割して納付することができる。分割は申請年度を起点とし、申請
した社会的認証期間の終了年度を終点とし分割期間を定め、その期間に
ある年度数を分割数とする。また、社会的認証手数料を分割数で割った
場合に発生する千円以下の端数については初年度に請求する。

2 分割にて社会的認証手数料を支払う場合、「地域公共政策士」資
格教育プログラム社会的認証に係る規程 1 第 41 条に基づき資格教育プ
ログラムを終了する場合は、分割として残っている社会的認証手数料の残
額を支払わなくてはならない。

第 4 条 社会的認証の訪問調査に係る旅費については基本的には社会的認
証手数料のうちに含まれるが、機構事務局からの距離が 25 キロメートルを超
える機関についてのみ、別途生じた実費を請求する。

第 5 条 中間報告及びプログラム実施報告にかかる経費については、特に手
数を徴収しないものとする。

第 6 条 異議申立に係る経費については、別途実費を請求する。

第 7 条 社会的認証手数料は、認証を受ける年の 7 月末日までに納入しな
ければならない。
2 ただし都合により、別の納入日を設定する必要がある場合は、この限りでな
い。

第 8 条 申請の取り下げ又は不受理に伴う費用の精算は、実費分を差し引
いた金額を返却する。

第 9 条 この規程の改廃は、理事会が決定する。

附 則

1. この規程は、平成 23 年 9 月 30 日から施行する。
2. 平成 24 年 12 月 10 日 一部改訂
3. 平成 26 年 6 月 23 日 一部改訂
4. 平成 27 年 6 月 24 日 一部改訂
5. 平成 28 年 6 月 20 日 一部改訂
6. 平成 29 年 8 月 4 日 一部改訂
7. **平成 30 年 3 月 31 日 一部改訂**

※赤字が平成 30 年 3 月 31 日理事会にて改訂した箇所になります。

以下ハンドブックにて掲載予定の別表

別表：社会的認証手数料の分割払い表（例）

第 2 条 (1) に該当する 50 万円（税別）の場合

初年度（初回分割額）	2 回目～7 回目の支払
74,000 円（税別）	71,000 円（税別）

第 2 条 (1) に該当する 40 万円（税別）の場合

初年度（初回分割額）	2 回目～7 回目の支払
58,000 円（税別）	57,000 円（税別）

※申請する社会的認証期間により分割額が変更する場合があります。